

造林事業に係る補助金交付申請等の取扱い

最終改正

森整第836号
平成14年8月23日
森整第30号
令和5年4月6日

造林事業に係る補助金交付申請等の取扱いについては、造林事業補助金交付要綱（平成25年5月29日付け森整第291号。以下「交付要綱」という。）によるほか、次によるものとする。

第1 補助金の交付申請

交付要綱第4に規定する補助金交付の申請をしようとする者（事業主体及び事業主体から委任を受けて補助金等の交付申請を行う代理人。（以下、「補助金交付申請者」という。））は、事業の終了後、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が定める期日までに次より補助金の交付申請を行うものとする。

なお、天災地変又は気象条件等により、やむを得ず申請の期日を過ぎるおそれとなり、当初に定められた申請期日前に事業主体からの遅延理由の届出があり、総合振興局長等が認めた場合にあっては、期日を越えて申請が行えるものとする。

1 申請書類

補助金交付申請者は、交付要綱第4に規定する補助金等交付申請書（水林第1号様式（昭和49年北海道告示第814号）ただし、補助金等交付申請書様式の「3 補助金等交付申請額」は記載を要しない。）及び交付要綱第4の(1)～(6)に定める下記の書類を提出しなければならない。

なお、各申請書類の詳細は、それぞれ別に定める取扱等によるものとする。

- (1) 事業実績書（水林第2号様式）
 - (2) 事業実績書（水林第54号様式）
 - (3) 実測図
 - (4) 統括位置図（施行地と申請番号が示された位置図。縮尺5万分の1程度の地形図又はこれに準ずるもの。例：管内図等）
 - (5) 造林事業竣工調書
「造林事業竣工調書（造林地現況調査票）の記載方法（昭和54年5月26日付け森整第236号）」に基づいて作成した事業内容（事業の種類）毎の調書等を申請書に添付するものとする。
 - ア 造林事業竣工調書（造林地現況調査票）（「人工造林・樹下植栽等」は甲・乙）
 - イ 森林作業道竣工調書（森林作業道現地調査野帳）（甲・乙）
 - (6) 別に指示する様式
 - ア 納税対応状況申出書（「森林整備課所管補助事業等における消費税等相当額の取扱いについて（平成28年6月28日付け森整第279号）」で定める別記様式1）
 - イ 事業写真
 - ウ 上記のほか、申請の内容等により申請書に添付が必要な書類
- 2 申請の内容等により申請書と同時に提出又は添付すべき書類
- (1) 社会保険等の加入実態状況調査表（別記第9号様式）
間接費における法定福利費率を算定するため、現場労働者の社会保険等の加入

実態状況を整理した調査表を添付するものとする。

ただし、事業実施主体である森林所有者が自らの労力により施行し、社会保険等の加算対象とならない場合は省略できるものとする。

(2) 平均胸高直径調査表（別記第10号様式）

森林環境保全整備事業実施要領第1の1の(1)のクの保育間伐において、12歳級を超える林分で伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分で実施した場合に添付するものとする。

(3) 間伐材等搬出材積集計表（別記第11号様式）

事業内容（事業の種類）が、間伐又は更新伐の場合に添付するものとする。

(4) 委任状

次のいずれかに該当する場合は、各申請書に必要な委任状を別記様式を参考に作成し申請書に添付するものとする。

ア 事業主体が代理人を定めて補助金の受領を委任する場合。（別記第1号様式）

イ 森林組合長又は栄林区支部長若しくは林業協同体理事長に補助金交付申請等を委任する場合。（別記第2号様式）

ウ 受任者が代理人を定めて補助金の受領を委任する場合。（別記第3号様式）（復代理人が各委任者からの委任に基づき各（総合）振興局へ提出する場合を含む）

エ 森林組合未設の市町村における代表者が委任を受けた場合。（別記第4号様式）

オ 森林組合未設の市町村における代表者が委任を受け補助金の受領を委任する場合。（別記第5号様式）

(5) 出来高設計書

森林空間総合整備事業、絆の森整備事業（共生環境整備を除く）、における実行経費をもって補助金額を算出する事業の場合に添付するものとする。

(6) 森林経営計画の作成に関する同意書

ア 森林環境保全整備事業実施要領の運用1の(16)のイの(ア)又は(イ)に基づき間伐又は更新伐を申請する場合は、次のいずれかを添付するものとする。

①森林経営委託契約書等

森林所有者から森林の経営の委託契約等により計画対象森林について原則として5年以上の期間にわたって育成及び保護することを委任されたことを証する書面の写し（森林経営委託契約書等は事業主体が森林所有者以外の場合に限る。）

②補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とすることを確約できるもの（別記第13号様式）

イ 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を申請する場合は、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とするよう努めることを確約できるもの（別記第14号様式）を添付するものとする。

(7) 森林保全再生整備に係る添付書類

「森林保全再生整備に係る取扱いについて（平成26年7月24日付け森整第458号）」の6に定める実行経費をもって補助金額を算出する事業の場合は、申請内容により、次の書類を添付するものとする。

ア 出来高設計書

イ 業務日誌（写）

ウ 誓約書

- エ 捕獲活動実施日の写真
- オ 捕獲個体が確認できる写真
- 3 補助金等の交付申請に伴い事業主体又は申請者代理人が提出をしなければならない書類
 - (1) 補助金等の受領に係る口座振替払いの申出書（別記第12号様式）
- 4 UAV（ドローン等の無人航空機）で撮影した写真等
 - UAVで施行地を撮影したものについては、当該施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像等（施業状況が確認できる上空からの写真を含む。）を提出することができるものとする。この場合、1の(3)及び(6)のイの書類について省略することができるものとする。

第2 補助金等の査定

補助金等の査定（補助金額の算出）は、別に定める基準により行うものとする。

- 1 査定に使用する標準単価については、別に定めるものとする。
- 2 補助率は、交付要綱第3に定める率とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。（定められた補助率を下らない額）
- 3 「北海道林業用種苗生産流通推進要綱（昭和55年4月24日付け造林第257号）」に基づく需給票のない苗木を植栽した場合の査定は、苗木代を含めないものとする。
- 4 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条の生産事業者及び配布事業の表示義務に違反した苗木を植栽した場合の査定は、苗木代を含めないものとする。

第3 補助金等査定調書の作成

補助金等の査定（補助金額の算出）終了後、事業内容（事業の種類）に応じて造林事業補助金等査定調書を作成するものとする。

- 1 人工造林、樹下植栽等、（準備地拵を含む）
別記第6号様式の1
- 2 下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）
別記第6号様式の2
- 3 倒木起こし、特殊地拵え（被害木整理）
別記第6号様式の3
- 4 森林作業道整備
別記第6号様式の4
- 5 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業（共生環境整備を除く）、特定森林再生事業（森林保全再生整備）における実行経費を持って補助金額の算出を行う事業
別記第6号様式の5

第4 補助金の交付決定等

交付要綱第6に規定する補助金の交付等にあたっては、総合振興局長等は、補助金交付申請者に補助指令書を添えて通知するものとする。この場合、補助金交付申請者に対しては事業内容（事業の種類）別に次の内訳書を添付するものとする。

- 1 人工造林、樹下植栽等、（準備地拵を含む）
別記第6号様式の6

2 下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）

別記第6号様式の7

3 倒木起こし、特殊地拵え（被害木整理）

別記第6号様式の8

4 森林作業道整備

別記第6号様式の9

5 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業（共生環境整備を除く）、特定森林再生事業（森林保全再生整備）

別記第6号様式の10

なお、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業（共生環境整備を除く）、特定森林再生事業（森林保全再生整備）における実行経費を持って補助金額の算出を行う事業にあつては、補助金額の額の確定後、速やかに同様式の5の写しを知事に提出するものとする。

第5 その他

1 交付要綱第7に規定する補助金の交付条件のうち補助金（農山漁村地域整備交付金事業にあつては交付金）相当額を返還することとなる場合の取扱いは、別に定めるところにより行うものとする。

2 補助金交付申請者は、補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、かつ、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

第1号様式

(森林組合が事業主体の場合)

委 任 状

私は、北海道森林組合連合会代表理事会長（氏名）を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

1. 年度 期〇〇補助金（〇〇〇〇〇〇）を〇〇（総合）振興局出納員（石狩振興局の場合は、北海道会計管理者）から受領すること。

年 月 日

住 所
組合名
代表理事組合長

印

(個人が事業主体の場合)

委 任 状

私は、（氏名）を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

1. 年度 期〇〇補助金（〇〇〇〇〇〇）を〇〇（総合）振興局出納員（石狩振興局の場合は、北海道会計管理者）から受領すること。

年 月 日

住 所
氏 名

印

第2号様式

（ 代 表 理 事 組 合 長
栄 林 会 支 部 長 が委任を受けた場合
林業協同体地区理事長 ）

委 任 状

〇〇森林組合代表理事組合長（氏名）
私どもは、栄 林 会 〇 〇 支 部 長（氏名）を代理人と定め、次の事項について委任します。
〇〇地区林業協同体理事長（氏名）

記

1. 年度 期〇〇補助金の交付申請手続き及び受領に関すること。
2. 当該造林地に対し、森林保険の契約に関すること。
北海道森林組合連合会代表理事会長（氏名）
3. 当該補助金の受領に関し、栄 林 会 理 事 長（氏名）を復代理人に選任する
北 海 道 林 業 協 同 体 理 事 長（氏名）
こと。

以 上

年 月 日

申請番号	住 所	氏 名	印

第3号様式

〔 代表理事組合長
栄林区支部長 が委任を受けた場合
林業協同体地区理事長 〕

委 任 状

北海道森林組合連合会代表理事会長（氏名）

私は、申請者からの委任に基づき、栄林区理事長（氏名）を復代理人と
北海道林業協同体理事長（氏名）

定め、次の事項を委任します。

記

1. 年度 期〇〇補助金（〇〇〇〇〇〇）を〇〇（総合）振興局出納員（石狩振興局の場合、北海道会計管理者）から受領すること。

年 月 日

住 所
組合名
代表理事組合長 ⑩

住 所
栄林区支部
支部長 ⑩

住 所
林業協同体地区
理事長 ⑩

第4号様式

(代表者が委任を受けた場合)

委 任 状

私どもは、(氏名)を代理人と定め、次の事項について委任します。

記

1. 年度 期〇〇補助金の交付申請手続き及び受領に関すること。
- (2. 当該造林地に対し、森林保険の契約に関すること。)
- (3. 当該補助金の受領に関し、(氏名)を復代理人に選任すること。)

以 上

年 月 日

申請番号	住 所	氏 名	印

第5号様式

(代表者が委任を受けた場合)

委 任 状

私は、申請者からの委任に基づき、(氏名)を復代理人と定め、次の事項を委任します。

記

1. 年度 期〇〇補助金(〇〇〇〇〇〇)を〇〇(総合)振興局出納員(石狩振興局の場合は、北海道会計管理者)から受領すること。

年 月 日

代表者住所

氏 名



年度 期 造林事業補助金等査定調書

出力日

事業の種類	地域	市町村	申請方法	属地市町村	事業主体名	事業の区分	予算種別
-------	----	-----	------	-------	-------	-------	------

申請 番号	契 約 費 税	面 積	樹 種	h a 当 た り														標準単価 <small>(上段：税抜 下段：税込)</small>	標準経費 <small>(上段：税抜 下段：税込)</small>	実行経費 <small>(上段：税抜 下段：税込)</small>	査定係数	査定経費 <small>(上段：税抜 下段：税込)</small>	補助率	うち消費税 補助金額																												
				資 材 費			労 務 費						間 接 費																																							
				苗 木			地 拵 等						植付・運搬	現場監督費		社会保険料等																																				
				規 格	本 数	金 額 <small>(上段：税抜 下段：税込)</small>	設 計	機 械	傾 斜	笹 丈	防 鼠 溝	排 水 溝	刈 出 等	前 生 樹	金 額 <small>(上段：税抜 下段：税込)</small>	金 額 <small>(上段：税抜 下段：税込)</small>	率								金 額 <small>(上段：税抜 下段：税込)</small>	率	金 額 <small>(上段：税抜 下段：税込)</small>																									
	本	円									円	円	%	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円																												
合計 (もしくは総計)		造林者数	件数	面積 ha	標準経費等 (税込合計) 円						査定経費 (税込合計) 円			査定経費 (採用額合計) 円			補助金額 円																																			

年度 期 造林事業補助金等査定調書(森林作業道)

出力日

事業の種類	地域	市町村	申請方法	属地市町村	事業主体名	事業の区分	予算種別
-------	----	-----	------	-------	-------	-------	------

申請 番号	路線名	消費 税約	延長 m	幅員 m	伐開 m	工 種 内 訳													間 接 費		標準経費 円	実行経費 円	査定係数	査定経費 円	補助率	うち消費税 補助金額 円																					
						揺 均	片 切盛土	盛 土	排 水溝	普通 砂利	普通 砂利以外	火 山灰	再 生骨材	チ ツ プ	作 工 物			待 避 所	率 %	金 額 円 <small>(上段: 税抜 下段: 税込)</small>							率 %	金 額 円 <small>(上段: 税抜 下段: 税込)</small>																			
															管渠工 丸太棚工	路面排水 U字溝	布団籠工 洗い越し																														

合計 <small>(もしくは総計)</small>	本数	延長 m	標準経費等 <small>(税込合計)</small> 円	査定経費 <small>(税込合計)</small> 円	査定経費 <small>(採用額合計)</small> 円	補助金額 円

年度 期造林事業補助金等査定調書

事業の区分	事業区分	事業区分2	地域	市町村	申請方法	属地市町村

申請番号	事業主体名	消費税	契約	延長(m) 面積(ha) 箇所 式	事業の種類	実行経費			査定 係数	査定経費	交付率 (補助 率)	うち消費税 補助金額
						委託費 (課税対象経費)	測量設計費等 (非課税対象経費)	計				
				m、ha、箇所、式				円				
合 計												

- (注) 1 事業の区分には、特定森林再生事業、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業のいずれかを記載する。
 2 事業区分には、被害森林整備、全体計画調査、共生環境整備、付帯施設整備、林内歩道等整備、用地等取得のいずれかを記載する。
 3 事業区分2には、事業区分が被害森林整備の場合には、森林保全再生整備を記載、共生環境整備及び付帯施設整備の場合には、森林環境教育促進整備、森林健康促進整備、里山林機能強化整備、市民参加型整備(行政支援・市民主導・市民開放)、野生生物共生林整備を記載、事業区分が林内歩道等整備の場合には、林内歩道、森林作業道のいずれかを記載する。
 4 事業の種類には、事業区分が被害森林整備の場合は、鳥獣害防止施設等整備、鳥獣の誘引捕獲を記載、共生環境整備及び付帯施設整備の場合には、樹木等の植栽、雑草木の除去、不用木の除去・不良木の淘汰、枝葉の除去・枝払い、森林作業道、林内歩道のいずれかを記載する。
 5 実行経費の上段は、消費税抜き額、下段は消費税加算額。

年度 期 造林事業補助金等交付内訳

事業の区分	事業区分	事業区分2	地域	市町村	申請方法	属地市町村

申請番号	事業主体名	消費税	契約	延長(m) 面積(ha) 箇所 式	事業の種類	実行経費			査定 係数	査定経費	交付率 (補助 率)	うち消費税 補助金額
						委託費 (課税対象経費)	測量設計費等 (非課税対象経費)	計				
				m, ha, 箇所, 式				円				
合 計												

- (注) 1 事業の区分には、特定森林再生事業、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業のいずれかを記載する。
 2 事業区分には、被害森林整備、全体計画調査、共生環境整備、付帯施設整備、林内歩道等整備、用地等取得のいずれかを記載する。
 3 事業区分2には、事業区分が被害森林整備の場合には、森林保全再生整備を記載、共生環境整備及び付帯施設整備の場合には、森林環境教育促進整備、森林健康促進整備、里山林機能強化整備、市民参加型整備(行政支援・市民主導・市民開放)、野生生物共生林整備を記載、事業区分が林内歩道等整備の場合には、林内歩道、森林作業道のいずれかを記載する。
 4 事業の種類には、事業区分が被害森林整備の場合は、鳥獣害防止施設等整備、鳥獣の誘引捕獲を記載、共生環境整備及び付帯施設整備の場合には、樹木等の植栽、雑草木の除去、不用木の除去・不良木の淘汰、枝葉の除去・枝払い、森林作業道、林内歩道のいずれかを記載する。
 5 実行経費の上段は、消費税抜き額、下段は消費税加算額。

社会保険等の加入実態状況調査表

間伐番号			
申請番号	-		

作業種： _____

事業実施期間： _____年 ____月 ____日～ _____年 ____月 ____日

会社名等	作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	直営・請負別	備考	
		加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	中退共		中退共以外					
										加入	3点	加入	2点				
													合計				
													平均				

※証明書等の証拠書類は、補助申請者が保管し、竣工検査時に検査員へ提示する。

※申請番号欄に記入しきれない場合は、別途整理すること（様式は任意）。

(総合) 振興局記入欄	
收受番号	

第 1 0 号様式

平均胸高直径調査表

申請番号		-	
------	--	---	--

標準地 胸高直径		①	②	③	④	⑤	⑥	本数計	直径合計
6	本数								
8	本数								
10	本数								
12	本数								
14	本数								
16	本数								
18	本数								
20	本数								
22	本数								
24	本数								
26	本数								
28	本数								
30	本数								
32	本数								
34	本数								
36	本数								
38	本数								
40	本数								
合計	本数							(B)	(A)

※ 平均胸高直径 = (A) ÷ (B)

平均胸高直径	c m
--------	-----

間伐材等搬出材積集計表

申請市町村		属地市町村		事業主体名	
-------	--	-------	--	-------	--

単位：ha、m³

間伐番号	作業種	申請親番	申請枝番	森林所有者名	面積	搬出材積 ※素材材積のこと	査定単位毎の ha当たり材積	証明書類等	備考 ※林小班など必要事項を記載

- 記載方法
- 間伐及び更新伐について、それぞれにおいてha当たり10m³以上の搬出材積であることが必要なことから、申請親番が同一であっても別葉とするなど、間伐・更新伐毎の材積を区分すること。
 - 搬出材積は、素材材積を記載する。備考欄には、該当林小班等を記載する。
 - 申請親番毎に記載することとし、間伐番号毎のha当たり材積及び査定単位毎のha当たり材積は少数第二位以下切り捨てとする。
 - 査定単位毎に別行とする。
 - 現地材積野帳が異なる毎、納品伝票等が異なる毎に別行とする(同一の現地材積野帳または納品伝票等で複数の所有者をまとめている場合は、所有者毎に分けて記載しなくてもよい)。
 - 搬出材積10m³未満の小班については別行とし、査定単位を区分する(搬出材積10m³未満の小班が複数ある場合は、所有者毎に分けて記載しなくてもよい)。
 - 単一小班からの搬出材積に係る証明書類が複数ある場合や、複数小班からの搬出材積をまとめて計測している場合等であって証明書類が複数ある場合にあっては、適宜、証明書類毎に別行とする。

口座振替申出書

年 月 日

北海道〇〇（総合）振興局長 様

郵便番号（ - ）

住 所

申出者 氏 名 印

電話番号

（※団体等の場合は、団体等名及び代表者職氏名）

今年度、北海道〇〇（総合）振興局出納員（石狩振興局の場合は、北海道会計管理者）から私あてに支払われる補助金等については、下記により口座振替をしていただきたく申出ます。

記

振込先金融機関名	銀行（信用金庫）	支店
預 金 種 別	普通預金	当座預金 その他（ ）
口 座 番 号		
（フリガナ） 口 座 名 義 人	（ ）	

注 1 この様式は、補助金等を口座振替払いの際の申出書の例示であり、口座振替払いの情報が明確であれば、有効とすること。

注 2 預金種別は該当項目を○で囲むこと。

注 3 不要な文字、注釈、括弧等は、抹消して作成すること。

第 1 3 号様式

(補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とすることを確約できるもの)

森林経営計画の作成に関する同意書

年 月 日

北海道〇〇(総合)振興局長 様

住 所
氏 名 印

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
2. 〇〇(総合)振興局長は、下記の〇〇市町村長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(〇年度〇期 補助金交付申請箇所) (単位: ha)

申請番号	市町村	林班	小班	申請面積

第 1 4 号様式

(補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とするよう努めることを確約できるもの)

森林経営計画の作成に関する同意書

年 月 日

北海道〇〇(総合)振興局長 様

住 所
氏 名 印

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
2. 下記の申請箇所について、同一林班内に森林経営計画が作成されるなど計画作成の要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
3. 〇〇(総合)振興局長は、下記の〇〇市町村長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(〇年度〇期 補助金交付申請箇所) (単位: ha)

申請番号	市町村	林班	小班	申請面積

参考1（森林環境保全整備事業）

（記号）第 号指令

（申請者名等）

年 月 日に申請のあった（補助対象事業）については、申請内容のとおり承認し、金 円を補助するとともに、同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 〇〇 〇〇 印

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費	補助金の額
	円	円

- 2 この補助金に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林政第640号農林事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）、同実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「要領の運用」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、造林事業補助金交付要綱（平成25年5月29日付け森整第291号水産林務部長決定）及びこの決定通知に従わなければなりません。
- 3 この補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率などを乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、別記様式によりその金額を速やかに総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月15日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 4 補助事業等により整備した森林については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 5 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日

の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

(1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(2) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

7 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

8 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

また、道が補助事業等の実施に関する作業工程の設定又は見直しのため必要な調査を実施する場合は、これに協力するよう努めるものとします。

9 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（実施要領第1の2の(1)、(2)及び(3)の事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ総合振興局長等にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

10 実施要領第1の1に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が実施要領第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算出される補助金相当額との差額）を返還しなければなりません。

また、次の各号に該当し、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっても同様とします。

(1) 実施要領第1の1の(4)のウの(イ)のbの森林経営計画対象林班内で行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地。

(2) 要領の運用1の(16)のイの(ア)の規定により実施する施行地。

11 実施要領第1の1に掲げる事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となっ

た場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年以内に関実施された当該事業に係る補助金相当額（実施要領第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が実施要領第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては実施要領第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差）を返還しなければなりません。

- 12 長期育成循環施業（長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整備第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 13 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 14 成林に必要な保育管理その他総合振興局長等が必要と認める事項を遵守しなければなりません。
- 15 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと総合振興局長等が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければなりません。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると総合振興局長等が認めた場合はこの限りではありません。
- 16 15に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき事業を実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。ただし、一体的に実施すべき事業に森林環境保全整備事業以外の事業を含まないものとします。
- 17 人工造林のうち地拵のみ（以下「準備地拵」という。）を行った場合において、当該施行地につき、その翌年度以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた準備地拵に係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 18 補助事業者以外の者が補助金を代理受領する場合は、全額、補助事業者に直接交付しなければなりません。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができます。

（産業振興部林務課〇〇係）

注1 この様式で、該当しない項目がある場合は、適宜、削除し、以下項目順を繰り上げて使用するものとする。

参考2（農山漁村地域整備交付金）

（記号）第 号指令

（申請者名等）

年 月 日に申請のあった（交付対象事業）については、申請内容のとおり承認し、金 円を交付するとともに、同額を交付金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 〇〇 〇〇 印

- 1 この交付金の交付の対象となる交付事業等の名称及び経費並びに交付金の額は、次のとおりです。

交付事業等名	交付対象経費	交付金の額
	円	円

- 2 この交付金に関する法令、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、造林事業補助金交付要綱（平成25年5月29日付け森整第291号水産林務部長決定）及びこの決定通知に従わなければなりません。

- 3 この交付金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率などを乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、別記様式によりその金額を速やかに総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年6月15日までに総合振興局長等に報告するとともに、交付金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

- 4 交付金事業等により整備した森林については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 5 交付事業等に関する帳簿及び書類を備え、この交付事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを交付事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければなりません。ただし、森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、

翌年度の初日から起算して10年間は、整理保管しなければなりません。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがあります。

(1) 虚偽の申請によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

(2) 交付事業等に関して不正に他の交付金等（道以外の者が交付事業者等に対して交付する交付金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、交付事業等に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

7 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

8 交付金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

また、道が補助事業等の実施に関する作業工程の設定又は見直しのため必要な調査を実施する場合は、これに協力するよう努めるものとします。

9 本事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に(1)に掲げる行為又は当該森林作業道に係る事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ総合振興局長等にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還しなければなりません。

(1) 当該交付事業の施行地の森林以外の用途への転用（交付事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は交付事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。

(2) 本事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は交付目的を達成することが困難となる行為。

10 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして総合振興局長等が認めたときを除く。）は、当該森林作業道につき交付を受けた交付金相当額を返還しなければなりません。ただし、共生環境整備事業及び機能回復整備事業における森林作業道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができますが、これに基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、交付対象となる規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして総合振興局長等が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付を受けた交付金相当額を返還しなければなりません。

11 交付事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、8年以内に当該交付事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は交付目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ総合振興局長等にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還しなければなりません。

- 12 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度の初日から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはなりません。
- 13 成林に必要な保育管理その他総合振興局長等が必要と認める事項を遵守しなければなりません。
- 14 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと総合振興局長等が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る交付金相当額を返還しなければなりません。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると総合振興局長等が認めた場合はこの限りではありません。
- 15 14に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき事業を実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。ただし、一体的に実施すべき事業に農山漁村地域整備交付金以外の事業を含まないものとします。
- 16 人工造林のうち地拵のみ（以下「準備地拵」という。）を行った場合において、当該施行地につき、その翌年度以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた準備地拵に係る交付金相当額を返還しなければなりません。
- 17 交付事業者以外の者が交付金を代理受領する場合は、全額、交付事業者に直接交付しなければなりません。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができます。

（産業振興部林務課〇〇係）

注1 この様式で、該当しない項目がある場合は、適宜、削除し、以下項目順を繰り上げて使用するものとする。

(総合) 振興局長 様

補助事業者等

印

(団体等名及び代表者氏名印)

納税対応				該当項目	
1 免税事業者				消費税法第9条第1項の規定に該当する課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が、1,000万円以下であるため消費税の納税義務を免除された者（非事業者は含みません）	
2 納税義務者	簡易控除	(1) 簡易課税制度適用者		消費税法第37条第1項の規定に基づく課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が、5,000万円以下の者で、仕入れに係る消費税額を一定の率を乗じて算出する事業者 【事前に税務署に消費税簡易課税制度選択届出書を提出しているもの】	
		実績控除	(2)	ア 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95パーセント以上	
	イ 個別対応方式			(ア) 一括比例配分方式	(仕入控除税額の計算方法としてこの方式を選択する場合) この方式を選択した場合は、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式には変更することはできない。
				(イ) 個別対応方式	① 補助対象経費に含まれる課税仕入れ等に係る消費税等相当額のすべてを、課税売上のみ要する課税仕入れ等に係るもの
			② 補助対象経費に含まれる課税仕入れ等に係る消費税等相当額のすべてを、課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ等に係るもの		
	③ 補助対象経費に含まれる課税仕入れ等に係る消費税等相当額のすべてを、非課税売上のみ要する課税仕入れ等に係るもの				
(3)	地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる公共法人等 ^{注3} で特定収入割合 ^{注4} が5パーセント	を超える者 以下の者 ^{注1} 但し書き参照			
3 地方公共団体の一般会計（一般会計による事業）					
4 非事業者 ^{注5}					

注1 該当項目欄のいずれか1つに○印を記載すること。ただし、2の(3)地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる公共法人等で特定収入割合が5パーセント以下に該当する者は、2のうち、2の(2)のイの(イ)の③以外のいずれかにも○印を記載すること。

注2 2の(2)のイの課税売上高が5億円超えの場合又は課税売上割合が95パーセント未満の場合には、消費税の申告方法を(ア)又は(イ)の①、②、③からいずれか1つを選択すること

注3 消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等で、学校法人、財団法人、社会福祉法人、社団法人等が該当します。

注4 特定収入割合＝特定収入の合計額／(税抜課税売上高＋免税売上高＋非課税売上高＋国外売上高＋特定収入の合計額)
特定収入とは、補助金、負担金、出資金等、資産の譲渡等の対価以外の収入をいう。

注5 「非事業者」とは、消費税法第2条第1項第4号（事業者、個人事業者及び法人）に該当しない者であり、消費税及び地方消費税の確定申告を行っていない個人等です。

注6 本様式中の括弧書き及び注釈については、本申出書作成に当たっての説明等であるため、適宜削除し作成しても構わないこと。

(総合) 振興局長 様

補助事業者等 印
(団体等名及び代表者氏名印)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付決定を受けた 事業について、同指令条件第 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け(記号)第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) (1) 別紙として、別記様式3(集計表)を添付すること。

(2) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合若しくは複数の場合等は、すべての構成員分を添付すること。

- ・補助事業者等の消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・補助事業者等の消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合若しくは複数の場合等は、すべての構成員分を添付すること。

- ・補助事業者等が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・補助事業者等が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

____年度_____事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

(提出者名等)

区分	事業主体名	事業費	補助金	課税方式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	補助率	仕入れに係る 消費税等相当額	消費税 確定 未確定	備考
合計									

- 注) 1 当該補助金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 林業関係事業補助金等交付要綱第12第2項及び第12第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫補助金率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。